

鳥栖市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届出があったので、同条第10項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第4号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月20日

鳥栖市長 向門慶人

1 届出があった認可を受けた地縁による団体の名称
村田新町区

2 変更があった事項及びその内容

変更前	変更後
1. 事務所 鳥栖市村田町307番地16	1. 事務所 鳥栖市村田町307番地44
2. 代表者の氏名及び住所 氏名 松田 玲子 住所 鳥栖市村田町307番地16	2. 代表者の氏名及び住所 氏名 岩屋 和行 住所 鳥栖市村田町307番地44